

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案に関する意見公募手続の結果について

令和5年5月10日  
経済産業省  
産業保安グループ  
製品安全課

「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案」について、令和5年1月31日から同年3月1日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条2項に基づき、提出意見は整理しております。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	<ul style="list-style-type: none"><li>製品の規制対象化に賛同する。子供の安全に関する措置は社会制度として取り組むことが望ましい。</li><li>技術基準はJIS規格など国内の公的規格によることが望ましく、規格の整備スケジュール含め移行措置を検討いただきたい。(JIS規格を技術と基準とするのであれば施行は公布即日が良い)</li><li>磁石製娯楽用品、吸水性合成樹脂製玩具ともに、一律制限するか、対象年齢の表示による方法を許容するか、社会の合意形成を前提としていただきたい。</li><li>吸水性合成樹脂製玩具の対象について、<ul style="list-style-type: none"><li>飲み込む恐れのあるものを対象とすべきなので、膨潤する樹脂部分の大きさではなく、製品全体の大きさで規定するのが適正。(ただし、当該樹脂部分が一定の条件で分離する場合は、その部分の大きさとすべき)</li><li>非常に小さなものは一度に複数・大量に飲み込まなければ影響は小さいので、考慮すべきか検討が必要</li></ul></li></ul>	<p>技術基準については、磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具に関するJIS規格が存在しないことから、IS08124等の国際的な規格も参考にしながら、技術上の基準を定めることとしております。また、政令の円滑な施行のため、6箇月の経過措置期間を設けることとしております。</p> <p>磁石製娯楽用品については、磁石又は磁石を使用する部品が一定の大きさ以下で、かつ強力な磁力を有する娯楽用品の販売を制限することとしております。また、吸水性合成樹脂製玩具については、合成樹脂を使用した部分が吸水前の状態で一定の大きさ以下で、かつ水を吸水することにより大きく膨潤する玩具の販売を制限することとしております。</p> <p>なお、非常に小さなものの影響については、事故の発生状況や海外の規制動向を踏まえつつ検討してまいります。</p>

※ なお本件意見募集とは直接関係のない御意見（1件）に対して、経済産業省の考え方は示しませんが、承っております。